

事務連絡

令和6年12月26日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）
市区町村 児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する
「重点支援地方交付金」等の更なる活用について（食材料費への対応）

平素より、障害福祉施策の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

エネルギー価格や食料品価格の高騰など物価高騰を踏まえた障害福祉サービス事業所・施設等への「重点支援地方交付金」等を活用した支援については、「障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について」（令和6年12月4日事務連絡）において考え方等をお示し、可能な限り早期の予算化に向けた検討を進めていただくようご依頼したところです。

食材料費高騰への支援に関連し、障害福祉分野では、上記事務連絡において、令和5年度に本交付金を活用し実施された食材料費の高騰に対する各都道府県の支援状況を聞き取り調査等により行った結果として、入所・居住系サービス事業所に対する補助額は、最大で定員・利用者数当たり約22,000円（1日当たり約60円）、上位25%で定員・利用者数当たり約9,000円（1日当たり約25円）であったこと等をお示していたところです。

今般、医療分野においては、令和7年度予算における診療報酬上の対応として、入院時の食費基準額を1食当たり20円（1日当たり60円）引き上げることとされたところです。

これらの情報を参考に、予算化に当たり検討いただくに当たっては、足下で引き続き食料費が上昇している状況を踏まえ総合的に検討をいただくようお願いします。

加えて、支援に当たっては、施設系・居住支援系・障害児入所系の障害福祉サービス事業所・施設等だけでなく、日中活動系・訓練系・就労系・障害児通所系の障害福祉サービス事業所・施設等についても同様の支援をいただくようお願いします。

<本件問い合わせ先>

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課（企画法令係）

電話：03-5253-1111 内線 3101